

令和6年10月分（12月支給分） から、児童手当の制度が変わります。

新規

令和6年10月分から、児童手当の制度が拡充されることになりました。

このため、次のいずれかに該当する方に対し、「新規認定請求書」を送付いたします。

- (1) 所得上限限度額超過（所得制限）により、児童手当を受給していない方
- (2) 「児童手当の算定対象となっていない高校生年代の子ども」の保護者等

申請の要・不要と申請先を御確認ください。

父母等が公務員の場合や、居住地、所得状況等により、申請先が厚木市ではない場合があります。**この用紙の裏面を御確認いただき、申請先が厚木市となる場合には、期限までに申請書（新規認定請求書）等の必要書類を提出してください。**

※児童養護施設等（里親委託を含む）に入所中のお子さんの児童手当は、施設での受給となります。詳細は、入所中の施設等にお問い合わせください。

※児童手当を受給中の方が増額申請をされる場合は、別にお送りする「額改定認定請求書」を提出してください（「新規認定請求書」は、養育者が異なる場合のみ提出）。

【制度改正の概要】

| | 改正前（令和6年9月分まで） | 改正後（令和6年10月分以降） |
|----------------|------------------|--|
| 支給対象児童 | 0歳～中学生まで | 0歳～ 高校生年代 まで |
| 手当額 (月額) | 第1子 3歳未満 | 15,000円 |
| | 第2子 3歳～中学生 | 10,000円 |
| | 第3子 以降 | 0歳～小学生 15,000円 中学生 10,000円 |
| | 特例給付（一部所得制限） | 5,000円 |
| 子の数の カウント対象 | 高校生年代までの子どもをカウント | 大学生年代までの子どもをカウント ※学費・生活費等の経済的負担がある場合 |
| 所得制限 | あり | なし |
| 支払回数 | 年3回（6・10・2月） | 年6回（4・6・8・10・12・2月） ※支払通知書（ハガキ）は廃止 |

■高校生年代：18歳に達する日以後最初の3月31日まで（平成18年4月2日～平成21年4月1日に出生）

■大学生年代：22歳に達する日以後最初の3月31日まで（平成14年4月2日～平成18年4月1日に出生）

提出方法：郵送または子育て給付課窓口（本庁舎2階）

提出期限：令和6年9月30日（月）【必着】

※提出が遅れると、手当を受給できない期間が生じる場合があります。

詳細は、市HPを御覧ください。



（裏面も御確認ください。）

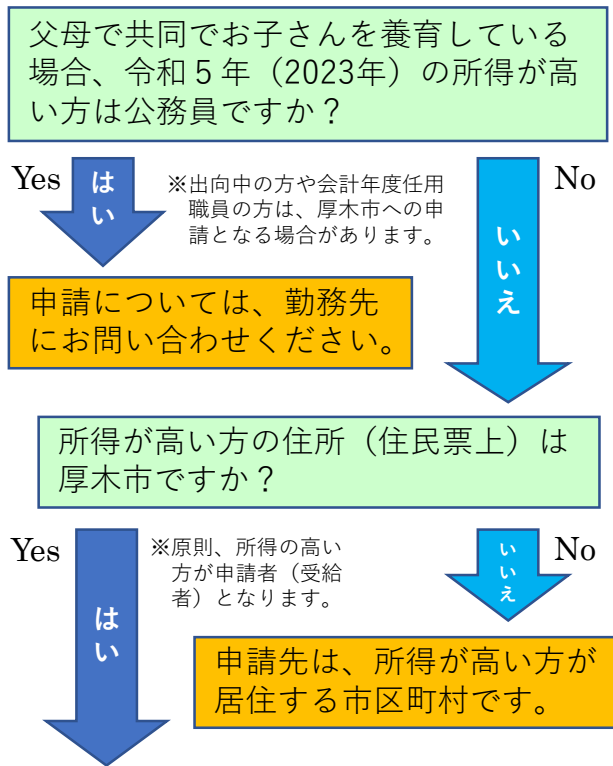
問い合わせ：

厚木市 子育て給付課 こども医療・手当係
電話：046-225-2230（直通）

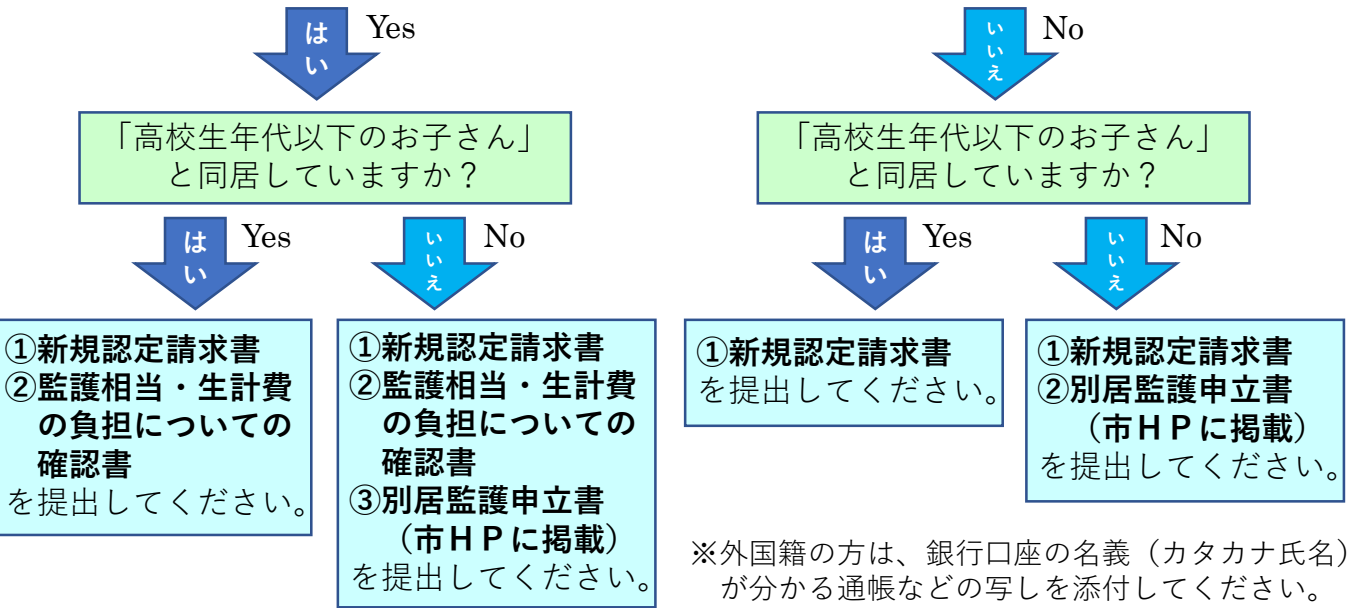
児童手当の制度改正に伴う新規認定請求の確認フロー

- 現在、厚木市（子育て給付課）から手当を受給中の方の増額申請については、受給者の方に対して、別に郵送する「対象児童確認書類」を御確認ください。
- 公務員の方で勤務先で受給中の場合、勤務先に手続方法を御確認ください。

- 配偶者が出国中（住民票上）で、国内に残る父母のいずれかがお子さんを養育している場合は、国内に残っている方が申請者となります。**A**から先を御確認ください。
- 離婚、死別、未婚での出産等により配偶者がいない場合は、居住地の市区町村（公務員の方は勤務先）への申請となります。公務員ではない場合は、**A**から先を御確認ください。
- 実子・養子縁組をしている子以外に、養子縁組をしていない妻の子、夫の子、孫等を養育している場合や、お子さんが海外に留学中の場合は、それぞれ、追加の提出書類が必要となります。詳細は、市ホームページを御覧ください。



A 大学生年代の兄弟がいて、「大学生年代以下のお子さん」が計3人以上いますか？
 ※大学生年代（H14年4月2日～H18年4月1日生まれ）のお子さんには、専門学校に通うお子さん、就職しているお子さん、無職のお子さんを含みますが、いずれも、学費、生活費などの経済的な負担がある場合に限ります。



提出期限：令和6年9月30日（月）【必着】

☆再婚等で「実子」と「配偶者の子」を3人以上養育し、将来的に養子縁組を予定している場合は、所得の高い方がまとめて受給することで、第3子以降の加算を受けることができます場合があります（要件あり）。詳細は、市ホームページを御覧ください。